



統的な指導を行っていくことが重要であり、地域の教育を担う各学校段階ごとの学校が、相互に連携しつつ、一貫性のある教育を行っていく必要がある。また、社会的・職業的自立のための生きた能力を培う上では、具体的な活動や体験を通して、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことのできる課題解決型・体験型の学習が特に有効であるが、こうした学習活動の機会を充実していく上でも、地域の様々な教育資源を有効に活用することや地元企業等に協力を求めていくことが不可欠となる。

- 職業教育の推進に当たっては、それぞれの地域により産業構造・就業構造、人材ニーズ等が大きく異なることを踏まえ、「地域の人材は地域で養成する」という観点に立ち、地域の産業界や関係機関等との密接な連携の下に進めていく必要がある。特に、地域における産業の状況を踏まえ、業種間・職種間等の労働需給ギャップ等も考慮しつつ、域内の専修学校と他の学校、職業訓練機関等の適切な役割分担の下に、地域で求められる人材の養成を総合的に進めていくことがより一層重要となる。
- なお、地域産業界の担い手のうち多くを占める中小企業では、生産性の向上が大きな課題となっており、これら企業の在職者の能力開発を支援していく上で、地域の専修学校が相応の役割を果たしていくことも期待されている。また、多くの中小企業においては、必ずしも一定数の新卒者を毎年継続的に採用できるわけではなく、学生・生徒の地元への就職を支援していく上では、地域のネットワークを継続して維持することも必要となる。
- 専修学校は、職業教育により特化した機関として、様々な分野における実践的な職業能力の指導はもとより、職業倫理等の涵養や、個々の職業適性に基づく就職支援などにおいても多くのノウハウを蓄積しており、そのための施設設備や教員等の人的資源も保有している。また、専門人材の育成においては、自由度の高い制度特性を活かし、地域や企業のニーズにより素早く対応できる強みも持っている。さらに「就職に強い」学校として専修学校を選んだ多くの学生・生徒に対し、十分な就職支援を行うべき責任も大きい。
- 以上を踏まえ、地域における人材育成のためのネットワークを構築し、学校間の連携や、学校と地元産業界、関係機関等の連携を促進するとともに、その中で専修学校が積極的な貢献と責任を果たす。

#### 【対応方策】

- i) 中学・高等学校のキャリア教育と専修学校教育との連携を促進する。
  - ※ 中学・高校における職業適性診断の実施
  - ※ 個々の適性を踏まえた専修学校における職業技術体験等の取組の推進など
- ii) 中小企業等の地元企業・地域産業界の人材ニーズに対応した人材養成・地域と連携した就職支援を推進する。
  - ※ 地域における企業ニーズの把握、企業から与えられた課題に取り組むプロジェクト学習やインターンシップなどの推進
  - ※ 「出口が見える」職業教育の提供等の取組の推進、地域ネットワークを活用した地元企業への就職支援など

#### (2) 教育の質向上等に向けた取組の推進

- 専修学校に対する信頼を高めていく上では、専修学校教育の質の確保と向上を図っていくことが重要である。
- 特に高等教育においては、大学型・非大学型の多くの教育機関が、世界規模での学生確保に乗り出すようになっており、各機関間の国境を越えた競争が激化すると同時に、その教育の質等については国際的通用性を強く求められるようになっている。
- さらに、平成22年度からは高等学校等の実質無償化措置が実施され、専修学校高等課程も含め、後期中等教育の授業料を社会全体で負担し、生徒の「学び」を支援することとされた。専修学校の授業料が公費による支援の対象となることに伴い、そこで行われる教育の質に対しては、社会全体からより多くの説明責任を求められるところとなっている。
- このような中、これから専修学校教育の振興を図るために、その教育の質を全体として向上させていく仕組みを整備していくことが不可欠であり、より自由度が高く、柔軟な教育を行うことのできる学校としての制度特性にも留意しつつ、専修学校自身による教育活動の改善・充実に向けた自主的な取組を支援・推進していくことが特に肝要である。質の高い教育を提供し、社会で求められる能力を備えた人材を輩出していくことは、専修学校教育に対する評価を高めていく上での基本ともなる。

その上で、さらに専修学校教育に対する理解を促進していくためには、広く社会に向け、各学校の運営状況等に関する情報発信や、専修学校制度に関する周知等を積極的に行っていくことが必要である。

- 以上を踏まえ、国においては、専修学校教育の質向上と理解増進を図るために、今後、次の3つの視点から、必要な措置を講じていくことが求められる。

#### ① 専修学校教育の質向上に向けた組織体制の整備と評価・情報公開への取組

##### 視点5 教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。

#### 【目指すべき方向性】

- 専修学校教育の質を高めていく上での課題としてカリキュラムの改善や教員の資質向上等に向けた研究・研修等の活動を組織的に進める体制をいかに確保・整備していくかの問題が、重要となる。
- もとより、大学等に比べ、個々の学校規模が小さい専修学校については、教員組織の体制において、総じて脆弱な面があるとも言われてきた。また、少子化の進展等により、専修学校の経営環境は厳しくなっており、個々の専修学校において、教育条件の整備・充実を図っていくための余力が失われつつあるとも指摘されている。
- さらに、専修学校教員が置かれている状況の実態として、研究・研修を協力して進めるべき同輩教員を、地域の中で得ることが難しい状況があるとも言われる。多様な分野にわたり広範多岐な教育が行われている専修学校の教育では、その質の向上に向けた対応も、各分野によって大きく異なることになる一方、それぞれの分野ごとの人材需要・養成ニーズは一定の規模に限られ、同一分野の学校が同じ地域内に複数集積することが、一部の大都市圏を除いて起こりにくい。このため、各分野の教員は、それぞれ、各地方に分散して孤立しやすく、その結果として、各学校におけるカリキュラムの改善等も、個々の教員レベルの研究によって対応されるのみに止まりやすい等の指摘がある。
- 産業構造の変化や技術の高度化等のスピードもより一層速くなる中にあって、社会が求める教育内容・方法の改善等を進めて行く上では、今後、以上のような組織体制による対応を続けるのみで、十分な対応を図ることは難しいと考えられる。すなわち、これから専修学校教育の質向上に向けては、個々の学校レベル・各地方レベルを超えた連携により、研究・研修等の活動の充実を図れるよう、広域的な連携組織の組織化・活性化や、教育資源の共有化のための体制整備を進めることが必要である。

#### 【対応方策】

- i) 教育改善のための複数校の連携による組織的な研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント)や、企業等との連携による教員の資質向上等に向けた組織体制整備の取組を支援・推進する。
  - ※ 各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進など

- ii) 教育プログラム、教材等の資源の共有化を促進するための環境を整備する。
  - ※ 全国規模の情報交流の場の整備、各学校におけるIT環境の充実等に向けた取組の支援・推進など

##### 視点6 より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

#### 【目指すべき方向性】

- 専修学校については、制度の特性から、カリキュラム等の面での自由度が高く、産業界等のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する上で強みを持っているが、その裏腹として、全体的な質の担保の面では、他の学校種に比べ緩さがあり、教育水準等においても、各学校ごとの差が大きいことが指摘される。このような専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、より自由度の高い学校としての特性も考慮しつつ、教育活動等の評価や情報公開など、教育機関としてのガバナンス改善に向けた自主的な取組を促進していくことが重要となる。
- 特に、私立学校に対しては、近年、そのガバナンスの在り方に対する要請が高まっている。事前規制から事後チェックへという社会全体の動きを踏まえ、私立学校の設置についても基準の緩和等が進んできているが、これに伴い、設置後の教育活動等の状況を適切に評価していくことが、より大きな意味を持つようになってきている。さらに、少子化の進展等に伴い、困難な経営状況に直面する私立学校が増加し、私立学校全体が厳しい競争環境に晒されており、個々の私立学校においては、様々な課題に主体的・機動的に対応していくための体制確保とともに、学習者の適切な選択に資する観点から、情報開示等への適切な対応が求められている。
- このほか、税金の使い道に対する納税者の意識も高まっており、公費が投入される教育機関に対しては、より大きな説明責任が求められるようになっている。
- こうした中、専修学校制度においても、平成18年の学校教育法改正により、自己評価の義務化や関係者評価の努力義務化、教育活動等に関する情報の積極的提供の義務化が図られている。また、学校法人については、平成16年に成立した私立学校法の一部改正法により、法人の公益性を一層高め、自主的・自律的に管理運営する機能を充実させる観点からの制度改正が行われており、その一環として、財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務も課されている。
- なお、各分野の職業教育における教育水準等の評価については、現在、政府において「キャリア段位制度」の導入・普及(「日本版NVQ」の創設)に向けた検討も進められており、これら制度と専修学校の教育システムとの連携を促進するなど、学校種等を超えた分野別質保証の枠組み等の活用を進めることも、今後の重要な政策課題となる。
- 以上を踏まえ、より自由度の高い学校種としての専修学校の特性も考慮しつつ、教育活動等の評価の仕組みを整備するとともに、各学校における情報公開の取組を促進する必要がある。特に、法律で義務付けられた自己評価等及び情報提供等への対応については、その取組の実質化を促すとともに、第三者評価等への取組についても、専修学校が自主的に進める活動を支援・促進していく。

#### 【対応方策】

- i) 法律上の義務とされた自己評価等へ対応については、「ガイドライン」を示し、その確実な実施と取組の充実を図る。第三者評価についても、専修学校が進める自主的な取組を促す。
  - ※ 各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表
  - ※ 各専修学校やコンソーシアム組織等が自主的に進める第三者評価等の取組の支援・促進など
- ii) 法律で義務付けられた積極的な情報提供等への取組について、「ガイドライン」を示し、その取組の実質化を促す。
  - ※ 各専修学校における積極的な情報提供等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成(まずは、高等課程を対象に早急に作成・公表。)など

#### ② 専修学校教育に対する理解の増進

##### 視点7 専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。

#### 【目指すべき方向性】

- 専修学校教育については、実践的な職業教育により相当の成果を挙げているが、社会の認識は必ずしも十分に得られていない状況がある。教員や保護者、生徒等にも職業教育の重要性に対する認識不足があり、中学校・高等学校卒業後の実際の進路選択においては、目的意識も希薄なまま、「とりあえず」普通科高等学校や大学への進学が選択されやすい実態があると指摘される。
- 自己の将来についてよく考えないまま「とりあえず」修学している生徒・学生については、現在の学校での学習について関心・意欲が高まりにくく、学習習慣も十分に確立しないおそれがあり、そのような中で、高校・大学等の中途退学や、卒業後進学も就職もしないケースも多数生じている。高等学校の中退者に対する追跡調査では、高等学校の授業に対する要望として「社会に出てから役立つようなことを教えてほしい」とするものが最も多い。
- 一方、専修学校に関しては、統計情報も含めた基本情報の乏しさや、制度の複雑さ等もあって、社会の側から見えにくく、わかりにくい学校となっており、個々の学校の活動状況等に対する理解以前に、その学校種全体に対する認知が進んでいない面も強い。
- なお、専修学校制度に対する社会の認識も不十分な状況において、各種制度等の中には、学校教育法第1条に規定する「学校」(いわゆる1条校)には認めている取扱いを、専修学校には認めないと、異なる取扱いをしているものもある。
- 以上を踏まえ、上述(視点6)の専修学校による情報公開等の促進に向けた対応に加え、専修学校制度・教育に対する社会の理解を増進するための積極的なアプローチとして、中学・高等学校における進路指導等の充実と教員・保護者等の認識の向上、生徒の適切な進路選択に資するための広報・啓発を展開し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消をめざす。また、各種制度や統計等における専修学校の適切な取扱いについて、必要な検討を進める。

#### 【対応方策】

- i) 高等学校・中学校における進路指導の在り方の改善・キャリア教育の充実を図るとともに、教員・保護者等の理解の促進を図る。専修学校教育が果たしている役割等について、社会に向け適切な情報提供を行う。
  - ※ 広報・啓発資料の作成配布
  - ※ 専修学校教育の機能等に関する調査・統計資料の充実など
- ii) 「わかりやすい制度」とするための専修学校設置基準の在り方等について検討する。
  - ※ 専修学校設置基準の課程ごとの分離等に関する検討など
- iii) 専修学校と他の学校種とで異なる取扱い等について精査し、必要な見直しを要請する。
  - ※ 激甚災害時における復旧支援、通学定期の指定学校の要件など、制度等における取扱いの相違に関する精査と必要な見直しの要請など

# 専修学校教育の振興方策等に関する調査報告 (「IV.今後めざすべき方向性と対応方策」を抜粋)

## I. 専修学校の現状 (略)

## II. 検討の背景(経済社会構造の変化と専修学校教育) (略)

## III. 課題認識 (略)

## IV. 今後めざすべき方向性と対応方策

### 1. 基本的な考え方

- III.の課題認識に立ち、それらの課題に適切に対応しつつ、これからの専修学校教育をより一層振興させていくためには、以下のような基本的な考え方の下、必要な施策を講じていく必要がある。

#### 【専修学校教育のより一層の振興に向けて(基本的な考え方)】

- ① 職業教育の中核的機関として、多様な学習者のニーズや社会の様々な要請に的確に応える学習機会を提供するとともに、その教育の質を向上させることにより、専修学校教育に対する社会の信頼を高めていく。
- ② ①と併せ、専修学校教育に対する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育へのアクセスを促していく。

### 2. 専修学校教育の振興に向けた今後の方向性と対応方策

- 上記1.を踏まえ、専修学校教育のより一層の振興に向け、今後目指すべき方向性とそのための対応方策について整理すれば、以下のとおりである。
- また、本調査研究では、諸々の対応方策のうちでも特に、関連制度の整備や取扱いの見直しなどを要する事項であって早急な対応が求められるものについては、その具体的な制度設計や取扱いの方法等について、より詳細な検討を行ってきた。その検討の成果として、以下の事項については一定の成案を得ているので、本報告の附属資料として、巻末に示すこととする。

#### (1) 社会の幅広いニーズに応える多様な学習機会の提供等

- これからの専修学校教育が社会の幅広いニーズに応えていくためには、個々の専修学校がそれぞれの特色化・個性化を図る中で、専修学校教育全体として、多様な学習機会を提供していくことが必要である。その際、後期中等教育、高等教育、継続教育といった各段階における学校種ごとの役割を明確化し、専修学校教育の役割を再確認した上で、各専修学校が、より柔軟な制度の下、高等学校や大学等ではない強み等も活かしながら、特色ある教育を提供できるよう促していくことが重要となる。
- 以上の認識に立ち、専修学校が、多様な学習者のニーズや社会の様々な要請に的確に応える学習機会を充実させていくよう、国においては、今後、次の4つの視点から、必要な措置を講じていくことが求められる。

#### ① 多様な学習者のニーズに応じた学習機会の提供

**視点1** 社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る。

#### 【目指すべき方向性】

- 職業人に求められる知識・技術の高度化、産業構造の変化等が進む中、個々の職業人が、企業外でより自発的に行う教育・訓練の重要性はますます大きくなると考えられる。また、正社員の厳選化など若年労働市場が厳しさを増す中で、学校教育から職業への円滑な移行を促すためにも、実践的な職業教育の機会を提供していくことが必要となっている。
- このような中、とりわけ専門学校等に対しては、在職者のスキルアップ、離職者の学び直しなどの社会人の学習ニーズをはじめ、大学既卒者が、就職を目指してより実践的な職業能力の習得等を目指すなど、多様な学習ニーズが寄せられるようになっている。
- 専修学校における社会人受入れには、専門課程等の正規課程(修業年限は1年以上)への受入れと、附帯事業による講座等の開設によるものがある。このうち、正規課程については、現行制度上、通学制、学年制／時間制によることとされ、通信制・単位制の課程は認められておらず、学年・学級集団による指導や実習・実技を重視する専修学校教育の特性には合致しているものの、1年以上の長期にわたり、毎日通学して学ぶ学習スタイルは、特に、仕事をもつ社会人にとっては、必ずしもアクセスしやすいものとなっていない。
- 一方、より柔軟な履修形態が可能な講座等については、その多くが単発的なものに止まっており、学びの成果を積み重ねながら、専門性を高め、深化させていく等の発展性に乏しい面があるほか、その受講・修了は、卒業や「専門士」等の称号に直接つながるものではなく、学修の成果が社会の中で適切に評価されにくい状況にある。
- なお、政府の「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」においても、2020年までの目標として「専修学校での社会人受入れ総数15万人」を掲げるとともに、実践的な職業能力評価・育成を推進する「実践キャリア・アップ制度」の一環として、「まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの『学習ユニット積み上げ方式』の活用」や「専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る」ことが打ち出されている。政府では、現在、この「実践キャリア・アップ制度」を導入するため、専門家による検討組織を設けて検討を進めており、関係府省が連携して、取組の推進を図ることとしている。
- 以上を踏まえ、生涯の様々なステージにある人々の、様々なライフスタイルに応じ、多様な形態の学習機会を提供できるよう、専門学校等の学習機会の充実を図る。

#### 【対応方策】

- i) 「働きながら学ぶ」学習者等のため、通信制・単位制の教育を充実させる。
  - ※ 自由な時間に自由な場所で学べる「通信制の学科」の制度化、ITによる教育・学習環境の整備
  - ※ 自己の学習ニーズにあった短期の教育プログラム等の積み上げにより正規課程の修了につなげることのできる「単位制による学科」の制度化など
- ii) 企業内訓練の外部化や、公共職業訓練の委託の受け皿としての専門学校の活用を促進する。
  - ※ 企業人や離職者向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進
  - ※ 短期講座等への正規課程上の位置付け付与(「単位制による学科」の制度化による正規課程への包摂)等
  - ※ 履修証明・科目等履修等の活用促進など

**視点2** 実践的な職業教育等を通じて、後期中等教育におけるもう一つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の強化を図る。

#### 【目指すべき方向性】

- 高等専修学校には、中学卒業時点ですでに特定の職業に対する相当の興味・関心を持った生徒が、数多く入学してきており、知識・技術の高度化等が進む中、これらの生徒に対し質の高い教育を提供していくことが必要である。
- また、座学より実践を重視する専修学校の教育課程は、高等学校などの学習に意欲を持てず、学校適応に困難のあった生徒等にも、もう一つの教育の選択肢を与えるところとなっている。職業に関する明確な目標の下、実践的な教育を提供すると同時に、生活指導等の徹底も行う高等専修学校の指導が、不登校や中途退学を経験している生徒等の学校への適応を促す上でも効果を上げている。
- さらに、高等専修学校が、例えば発達障害児への特別支援教育において独自の取組を行うなど、他の学校にはない特色ある教育を展開し、高等学校等では対応しきれていない学習ニーズにも対応している状況がある。
- このように、高等専修学校は、高等学校に比べその学校数・生徒数の規模は小さいながらも、独自の教育を通じ、後期中等教育における多様な学習機会の提供に大きな役割を果たしている。子どもの実態の多様化等が進む中にあって、高等専修学校のこうした機能を高めていくことはより一層重要となる。
- 一方、専修学校の制度面においては、学年制／時間制が採られており、ホームルーム担任によるきめ細かな生活指導等を行いやすいなどの点で利点が大きい反面、不登校経験者等が自分のペースで学んだり、多様な選択科目を設け生徒の個性と興味・関心に応じたカリキュラムを履修させる等の面では一定の限界も生じている。さらに、高等学校との間の相互の学修成果評価に関しては、高等学校入学前に高等専修学校で行った学修が、入学後の高等学校で単位認定できない取扱いとなっている(その逆は可能)等の課題もある。
- 以上を踏まえ、多様な若者の自立を支える後期中等教育機関として、高等専修学校の機能の強化を図る。

#### 【対応方策】

- i) 就学上の様々な困難を抱える子ども・若者たちをはじめ、より多くの者が、高等専修学校による多様で質の高い教育を受けられるよう、必要な支援と条件整備を進める。
  - ※ 就学上の経済的負担軽減のための支援措置
  - ※ 高等専修学校における教育の質の向上に向けた体制整備など
- ii) 不登校経験者等が自分のペースで学べるよう、弾力的なカリキュラムの提供を促進する。
  - ※ 学年の縛りのない「単位制による学科」の制度化など
- iii) 高等専修学校と高等学校の間における成果の相互評価を可能とする。
  - ※ 高等学校の学校外における学修の単位認定の取扱いについての見直しの検討など

#### ② 産業界・社会の要請への対応

**視点3** 経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する。

#### 【目指すべき方向性】

- グローバル化の進展の中で国際競争が激化し、我が国企業においても、絶えざる革新によって、より付加価値の高い製品・サービスを供給し続けていくことが必要になっている。企業間の競争は人材確保の競争ともなっており、専門人材の育成への要請がますます大きくなっているほか、海外からの高度人材受入れを促進していくことも重要となっている。多くの日本企業が生産・営業の拠点を海外にも展開していく中では、諸外国との架け橋となり、現地事業の中核を担う人材の育成も課題となる。
- さらに、近年では、新しい分野・職業等が次々に生まれ、産業構造の転換が進む一方、就業構造が変化し、雇用の流動化等も進展している。産業分野によっては、学校教育で提供する知識・技術と実際の職業現場で求められる知識・技術が短期間で乖離するほどに技術革新の速度が速くなっている。
- このような中、学校における職業教育においては、企業等における現在のニーズによりスピーディに対応していくことが求められると同時に、個々の職業人においては、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、様々な変化に対応しつつ、自らのキャリア選択・キャリア形成を主体的に行っていくためのスキルを身に付けていくことが重要となる。
- なお、グローバル化の波はいまや高等教育市場にも及んでおり、各高等教育機関が世界規模で優秀な学生の確保を競い合うようになっている。我が国高等教育において職業教育の中核をなす専門学校については、日本の産業技術の強みを自らの強みとして、国際的にも魅力ある教育を提供していくかが、今後の発展を期する上での1つの大きな鍵となる。
- 以上を踏まえ、専修学校が、産業界等のニーズに的確に応える職業教育を行ふとともに、自立した職業人を養成していくよう、また、国境を越えた高等教育機関間の競争の中でも一定の地位を占めていくよう、必要な支援等を行っていく。

#### 【対応方策】

- i) 教育機関としての主体的取組の中で、各分野における産業界等のニーズを適切に反映させつつ、教育活動の改善を進めていく仕組みを整備し、専修学校の国際競争力を維持・強化する。
  - ※ 各分野の産業界との連携の枠組みづくり、企業等との連携によるカリキュラム開発等の促進
  - ※ 職業教育・資格枠組みの構築に向けた検討など
- ii) 変化の激しい時代を生き抜くための幅のある知識・技術や、生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる力を身に付けさせるよう、教育内容・方法の改善・充実を図る。
  - ※ キャリア形成支援の取組充実に向けた研究、教職員のスキル向上のための研修等の推進など
- iii) アジア等と我が国との架け橋となる留学生の受入れを促進する。
  - ※ 専修学校における留学生受入れ枠(総入学定員の2分の1まで)の弾力化
  - ※ 就職支援・生活支援など総合的な留学生支援の推進など

**視点4** 地域における人材育成のためのネットワークを構築し、専修学校が積極的な貢献を果たす。

#### 【目指すべき方向性】

- 子ども・若者の職業観・勤労観等を育ぐむキャリア教育の活動においては、児童・生徒・学生の発達段階を踏まえつつ、初等中等教育から高等教育まで継続的・系

のに限る)

**【補助対象】**(自己所有のもとを対象)  
**【補助事業者】**学校法人又は準学校法人立の専修学校及び各種学校(各種学校は外国人学校)  
 東日本大震災により被災した専修・各種学校舎等の施設・設備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその1/2を補助。

東日本大震災復旧・復興に向けた平成23年度第一次補正予算の内、専修・各種学校関係は次の通り。

**1・災害復旧事業(17億円)**

東日本大震災の大津波で壊滅的な被害を受けた東日本航空専門学校

# 平成23年度第1次補正予算 専修学校災害復旧事業に17億円 融資の拡充や就学支援も

3月11日に発生した東日本大震災から間もなく6か月。東北3県を中心に専門学校も甚大な被害を受けた。本協会は全専各連と共同で被災した専門学校を支援しようと義援金を募り、東北3県に茨城県を加えた4県の専修学校各種学校協会へ見舞金を送った。特に東北3県は専門学校への進学率が高く、多くの専門学校卒業生が地元に就職して活躍している。こうしたことから被災地の復旧・復興には職業的専門性の知識や技術を身につける専門学校教育は重要だとして、初めて専門学校の学生に対して政府の就学支援も認められた。

# 東日本大震災情報

(独)日本学生支援機構による奨学金事業の拡充(専門学校分を含む)  
 •被災した専修学校(専門課程)の生徒を対象とした奨学金事業については、被災児童生徒就学支援を実施。

※専修学校(高等課程)の生徒を対象とした奨学金事業については、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を実施。

•被災者については、必要に応じ奨学金の減額返還・返還猶予を実施。

4・既存予算(平成23年度当初予算)の活用

・私費外国人留学生学習奨学給付制度の活用(専修学校専門課程)\*私費留学の留学生に対する奨学金制度

・専修学校留学生総合支援プランの活用(平成23年度当初予算額99百万円)\*本プランの取組の中で、被災地等の留学生への対応策として、以下①~③の取り組みを実施。

①多言語に対応したWEBサイトを構築し、東日本大震災に関連する留学生への情報提供を行う。

②被災地や一時帰国している留学生に対し、修学手続きや奨学金に関する相談・アドバイスを行う。

③被災地留学生等の就職活動



## 全国の専門学校で被災地支援



調理専門学校的教職員が、福島県の双葉町民が集団避難している埼玉県加須市の旧騎西高校でカレーの炊き出し



製菓専門学校の学生がチャリティーイベントの売上金を全額被災地へ



自動車整備専門学校の学生がバイクや自転車のパンク修理で被災者を支援

# 専門課程は授業料の3分の2補助

が円滑に進むよう、就職対策講座やインターネットショップ等を実施する。都道府県内全域を対象とした取組を行うこと(複数県にまたがることも可)。

(※)事業を受託する法人(各都道府県の専修学校各種学校協会や学校法人)は、広域的なネットワークを構築し、所在する

都道府県内全域を対象とした取組を行うこと(複数県にまたがることも可)。

・教育装置・情報設備等整備費の活用(平成23年度当初予算額986百万円)\*教育装置・学内LAN装置の整備費

\*情報処理関係設備(パソコン)の整備費

」「補助率」1/2以内

実務に役立つビジネスの基礎知識と社会人としてのマナーが身につきます。

**Biken**  
文部科学省後援  
ビジネス能力検定

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「ビジネス能力検定(B検)」を応援しています。

TOKIO MARINE NICHIDO

## ●第31回「B検」試験日程

出願期間/平成23年9月1日(金)~10月18日(火)  
試験日/平成23年12月4日(日)

### ●検定料

1級 6,000円、2級 3,800円、3級 2,800円

### ●検定会場

全国47都道府県100以上の会場で実施。

第32回 B検試験日(2級・3級)平成24年7月1日(日)予定

1級 中堅幹部、グループリーダーに求められるマネジメント知識、IT(情報技術)活用、交渉術など

2級 計画の立て方、問題解決、会議のルール、ビジネス会話など仕事に必須のビジネススキル

3級 就職対策~新入社員に必要な社会常識とマナーを中心としたビジネス基礎能力

財団法人 専修学校教育振興会 検定試験センター

TEL.03-5275-6336

FAX.03-5275-6336

E-mail. biken.sgec.or.jp

事務取扱先

MS&AD 三井住友海上

株式会社 損害保険ジャパン

東京海上日動火災保険株式会社